

➤ これまでの経験から

➤ 財政の現状

➤ **税務行政の現状**

1 確定申告等の状況

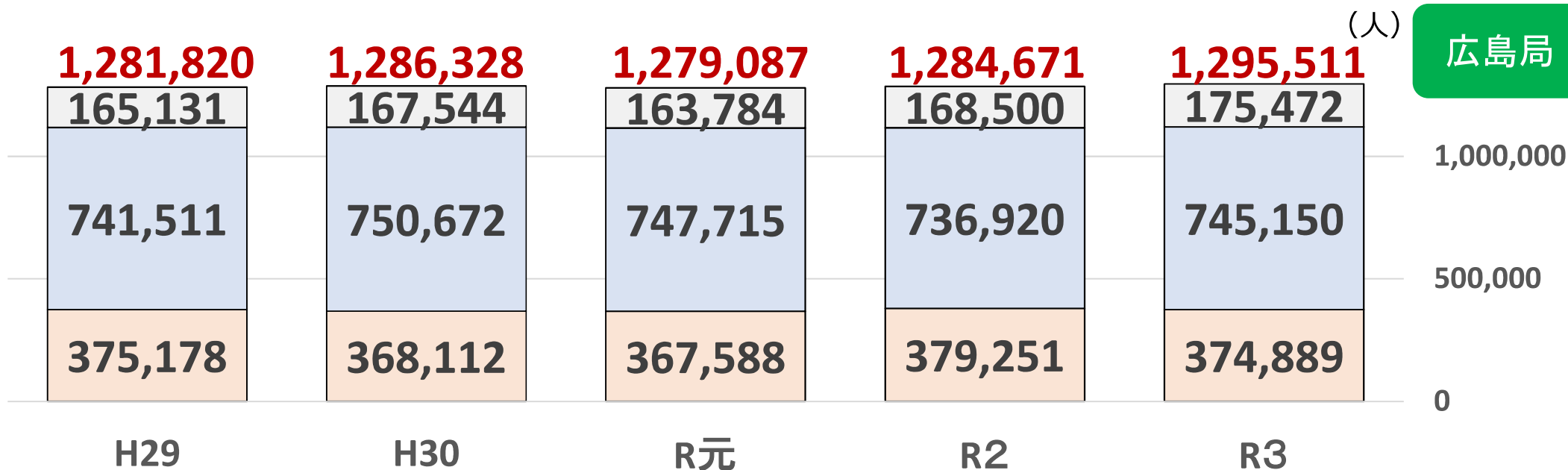
2 税務手続の電子化

3 インボイス制度

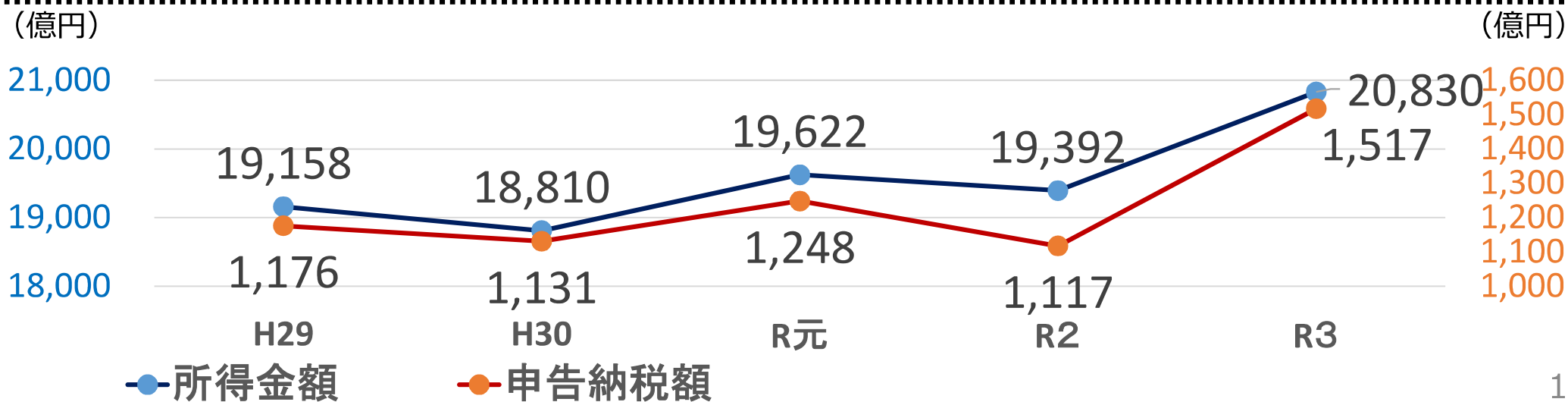
➤ **税務行政のDX** (デジタル・トランスフォーメーション)

➤ **酒類行政の振興**

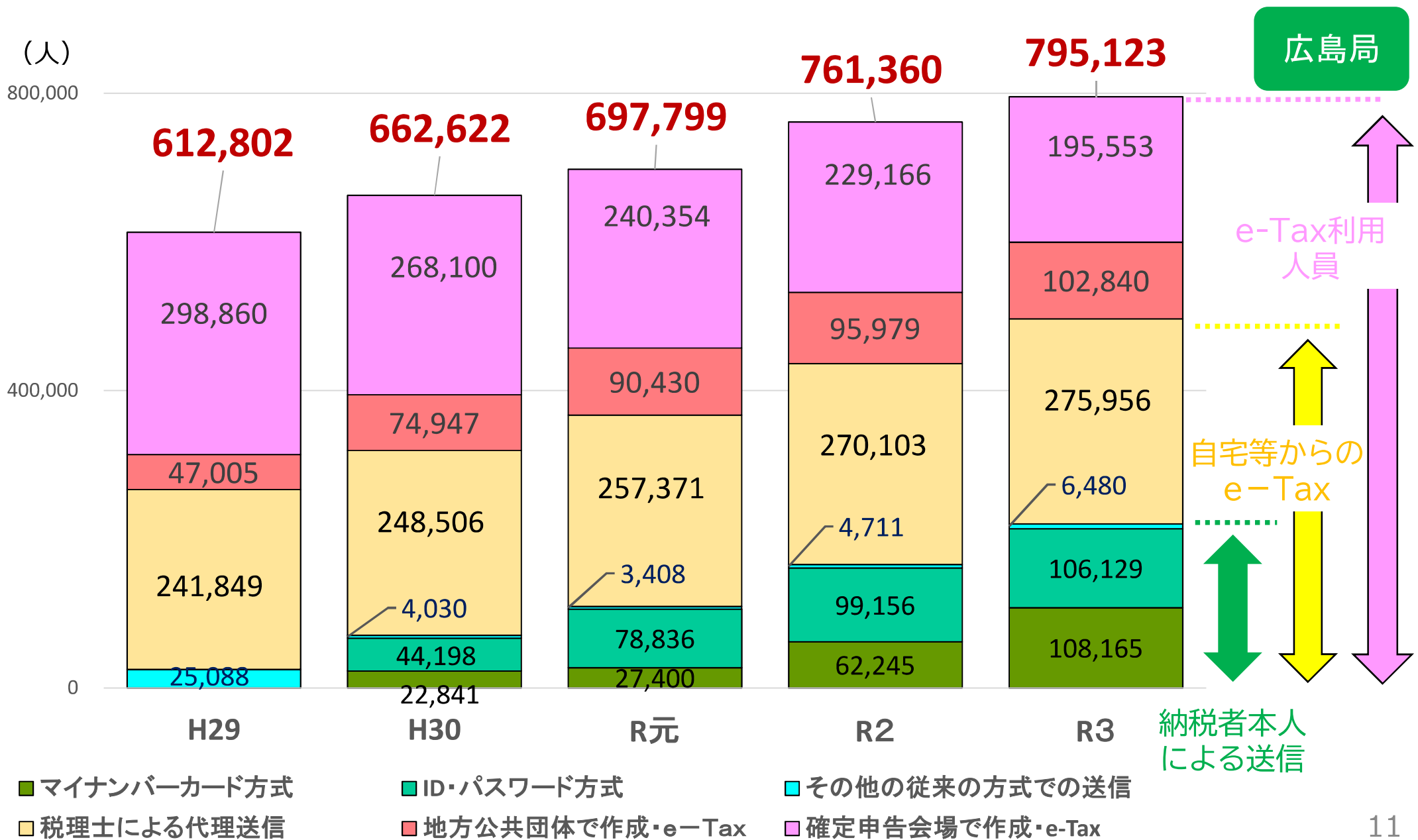
令和3年分 確定申告の状況（所得税）



□ 申告納税額のある方 □ 還付申告 □ 申告納税額のない方



令和3年分 確定申告の状況 (e-Tax申告)



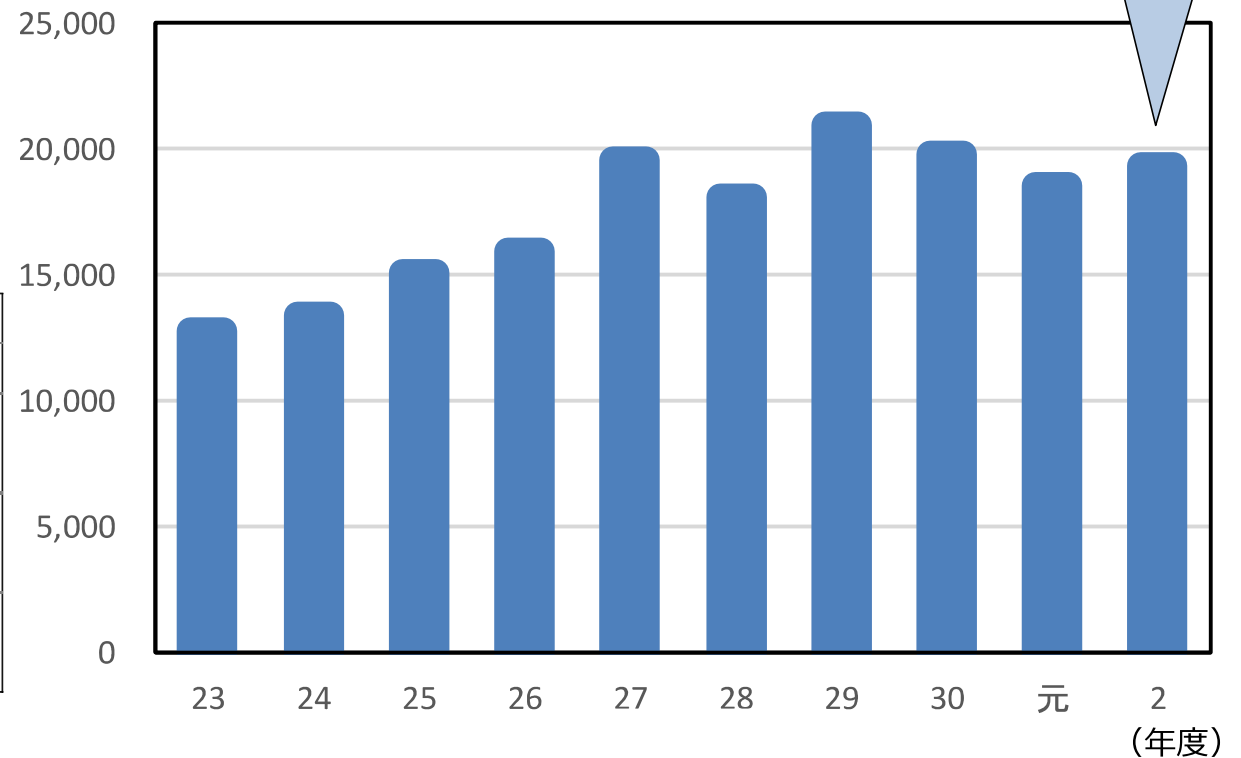
令和2年度 法人税の申告件数等の状況（中国5県）

項目	年度等	令和2		
	令和元	件数等	増減	対前年比
申告件数	件	件	件	%
	150,746	152,074	1,328	100.9
申告所得金額	億円	億円	億円	%
	18,595	19,306	711	103.8
申告税額	億円	億円	億円	%
	3,447	3,605	158	104.6

(単位:億円)

申告所得金額の推移

1兆9,306億円

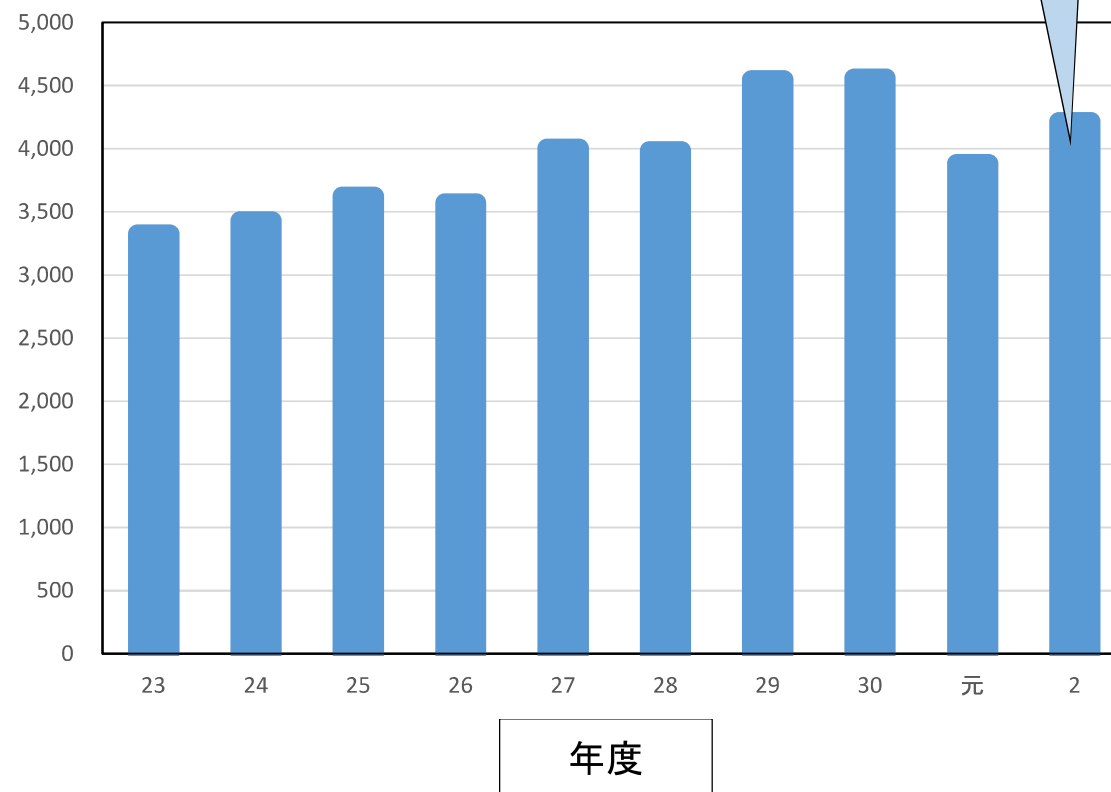


令和2年度 法人税の申告件数等の状況（岡山県）

項目	年度等	令和2		
	令和元	件数等	増減	対前年比
申告件数	件	件	件	%
	40,972	41,395	423	101.0
申告所得金額	億円	億円	億円	%
	3,884	4,216	332	108.5
申告税額	億円	億円	億円	%
	766	805	39	105.1

(単位：億円)

【岡山県】申告所得金額の推移



新型コロナウイルス感染症への対応（確定申告期）

入場整理券のオンライン事前発行

入場整理券は国税庁のLINE公式アカウントからも取得できます

STEP 1

国税庁を
「友だち追加」

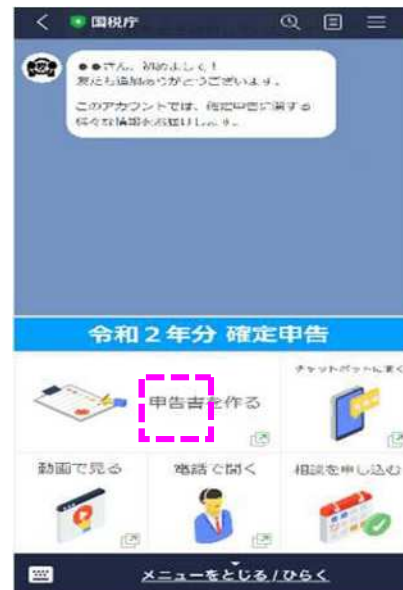
国税庁
LINE公式アカウント
QRコード



※ LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索しても友だちに追加できます。

STEP 2

「相談を申し込む」を選択



STEP 3

税務署・希望日時を選択



STEP 4

申込完了→会場で提示



納税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件
(換価の猶予)

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。



猶予の申請方法等

- 「猶予申請書」を所轄の税務署に提出してください。

▶ 提出は、**便利な e-Tax** をご利用ください！

※ 郵送でも可能です(様式は国税庁HPから入手可能)。

スマホやタブレット
でも申請できます！



- 収支状況などの確認のため、帳簿等の書類の準備をお願いしますが、**書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。**

猶予制度の詳細は
こちら↓



➤ これまでの経験から

➤ 財政の現状

➤ **税務行政の現状**

1 確定申告等の状況

2 税務手続の電子化

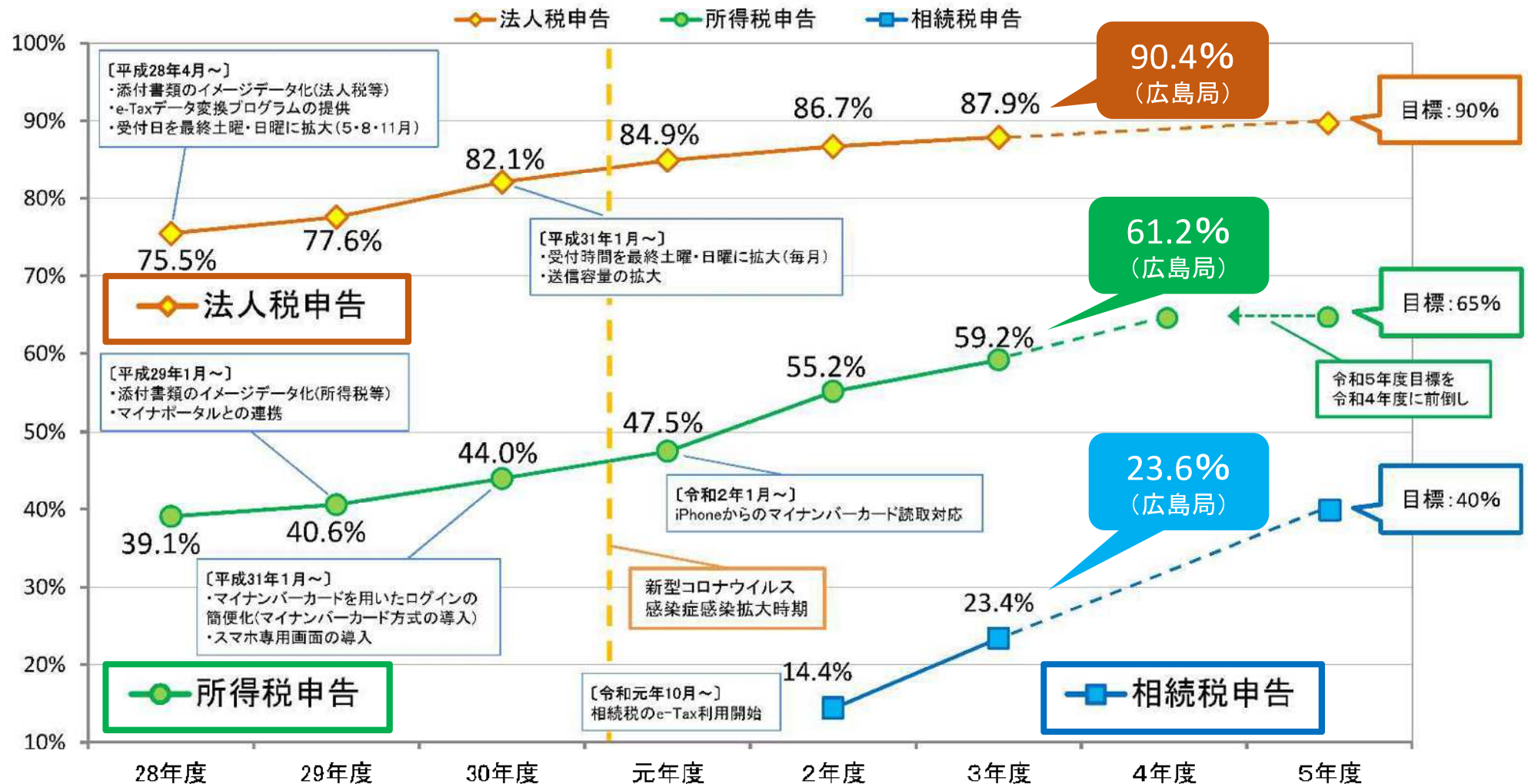
3 インボイス制度

➤ **税務行政のDX** (デジタル・トランスフォーメーション)

➤ **酒類行政の振興**

e-Tax利用率の推移（全国）

- ・ 国税庁では、平成16年度より国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用を開始。
- ・ 国税に関する全ての申告や申請について、原則としてオンラインで手続可能。
- ・ e-Tax利用率は順調に増加。令和5年度末のオンライン利用率目標を設定し、更なる向上を目指す。



※ 所得税申告については、確定申告会場で申告書を作成しe-Taxで提出した分を含む。

諸外国における電子申告利用率

所得税 (年又は年度、%)

	2016	2017	2018	2019	2020
米国	87	87	88	89	94
英国	87	88	89	90	96
フランス	48	54	60	66	58
オランダ	97	98	98	98	N/A
エストニア	95	96	96	95	N/A
デンマーク	100	100	100	100	N/A
韓国	95	97	97	98	99
シンガポール	N/A	N/A	98	98	N/A
マレーシア	95	97	97	98	N/A
ニュージーランド	N/A	N/A	98	N/A	N/A
日本	39	41	44	48	55

(出典) OECD Tax Administration 2019及び2021、
政府統計 (日米仏韓)

※日米は会計年度、仏韓は暦年、その他は不明。

法人税 (年又は年度、%)

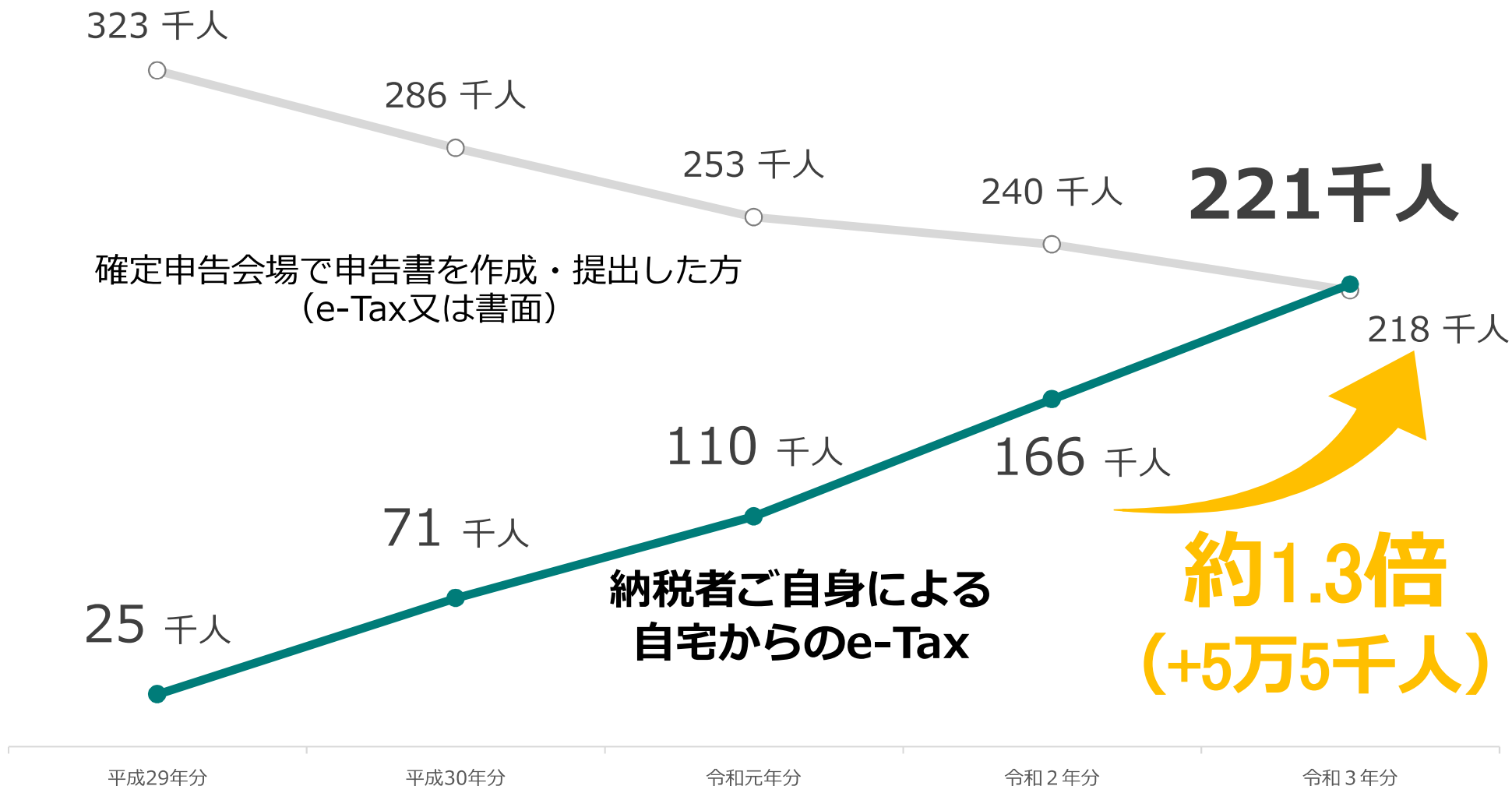
	2016	2017	2018	2019	2020
米国	60	60	63	65	79
英国	99	99	99	99	N/A
フランス	88	90	98	94	N/A
オランダ	100	100	100	100	N/A
エストニア	N/A	N/A	100	100	N/A
デンマーク	100	100	100	100	N/A
韓国	99	99	99	99	99
シンガポール	N/A	N/A	70	78	N/A
マレーシア	100	100	100	100	N/A
ニュージーランド	N/A	N/A	94	95	N/A
日本	76	78	82	85	87

(出典) OECD Tax Administration 2019及び2021、
政府統計 (日米韓)

※日米は会計年度、韓国は暦年、その他は不明。

自宅からのe-Taxがスタンダードに

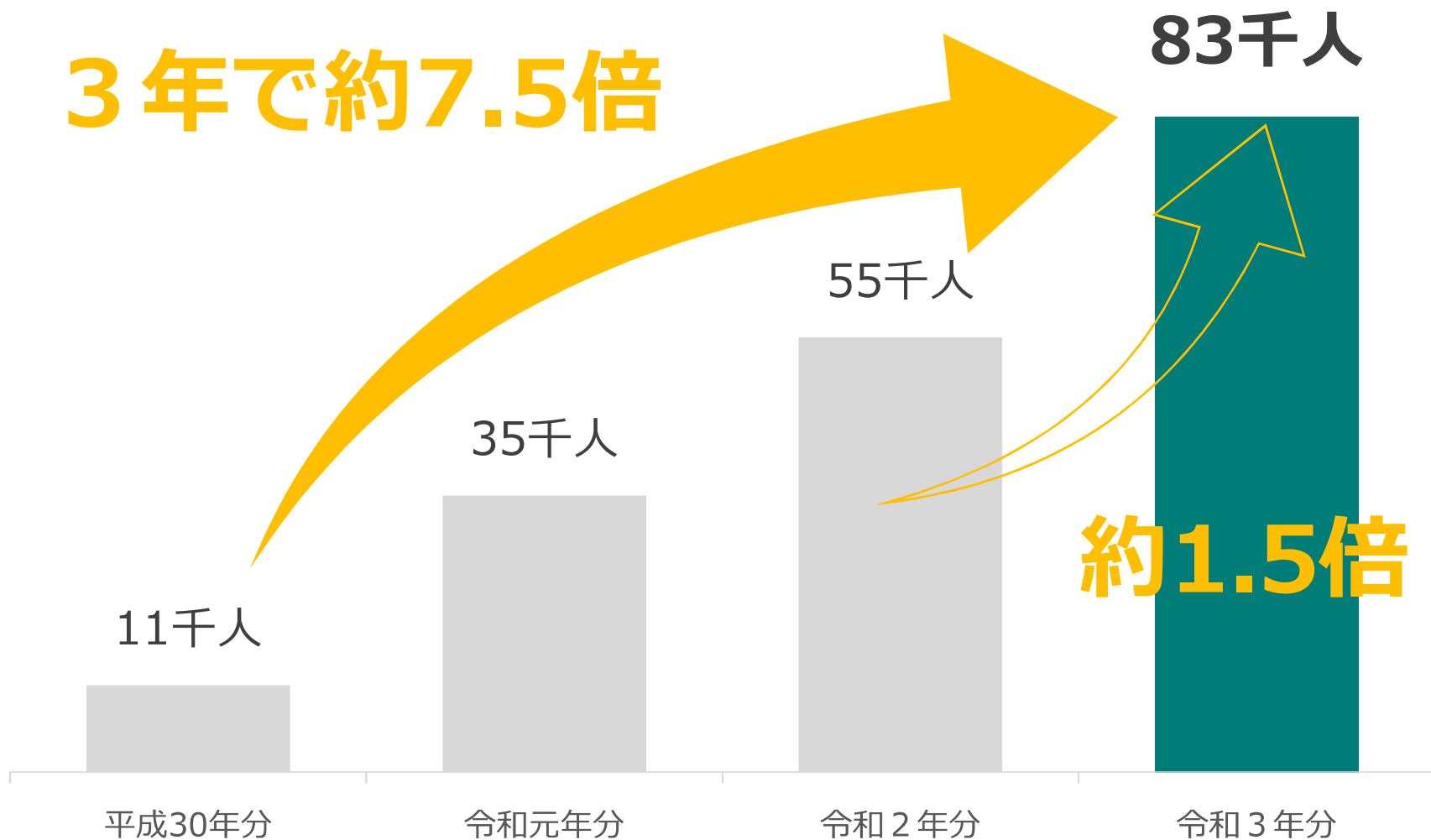
広島局



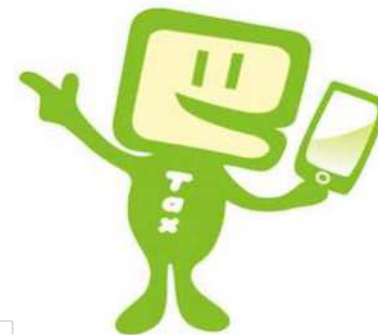
スマホ申告の利用状況

広島局

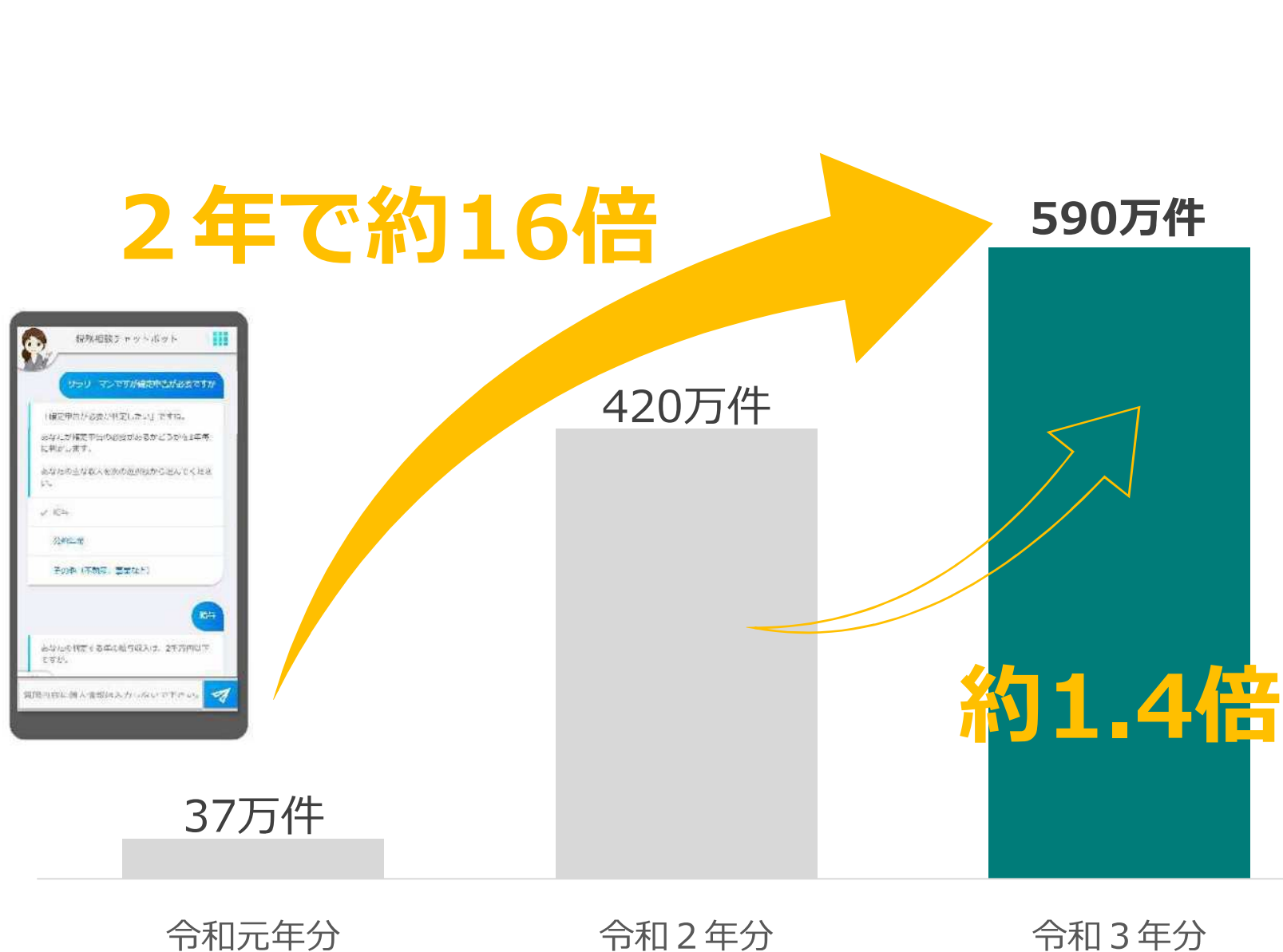
3年で約7.5倍



約1.5倍



チャットボットの利用状況（全国）



「税務職員ふたば」

スマホ申告の利便性向上①

|スマホで確定申告|

源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！



|スマホで決算書作成|

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能！

New



スマホ申告は
こちら⇒



スマホ申告の利便性向上②

令和5年1月以降の

マイナポータル連携の自動入力対象はこちら

医療費 . . .

1年間分の情報
が取得可能に！

NEW



ふるさと納税

公的年金等の
源泉徴収票

NEW

国民年金保険料

NEW

生命保険

地震保険

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

マイナンバーカードの取得メリット

① 本人確認書類になる

・顔写真付身分証明書として活用できます。

④ オンラインで 行政手続

・e-Tax！！
・子育てに関する手続がオンライン・ワンストップでできます。

⑦ 健康保険証として 利用可能

・本人の同意があれば、特定検診や薬剤情報を医師等と共有できます。

② コンビニで 各種証明書が取得可能

・住民票の写しや印鑑登録証明、所得証明書がコンビニで取得※できます。
※市町村によりサービスが異なります。

⑤ 民間の各種オンラインサービスが利用可能

・ネット銀行や証券口座の開設手続などに利用でき、書類送付等の手間が省けます。

⑧ マイナポイント 最大20,000円！！

①新規取得で5,000円
②健康保険証としての利用申込で7,500円
③公金受取口座の登録で7,500円

・最大20,000円分のマイナポイントが受け取れます！

**申請は、
12月末が期限！！**

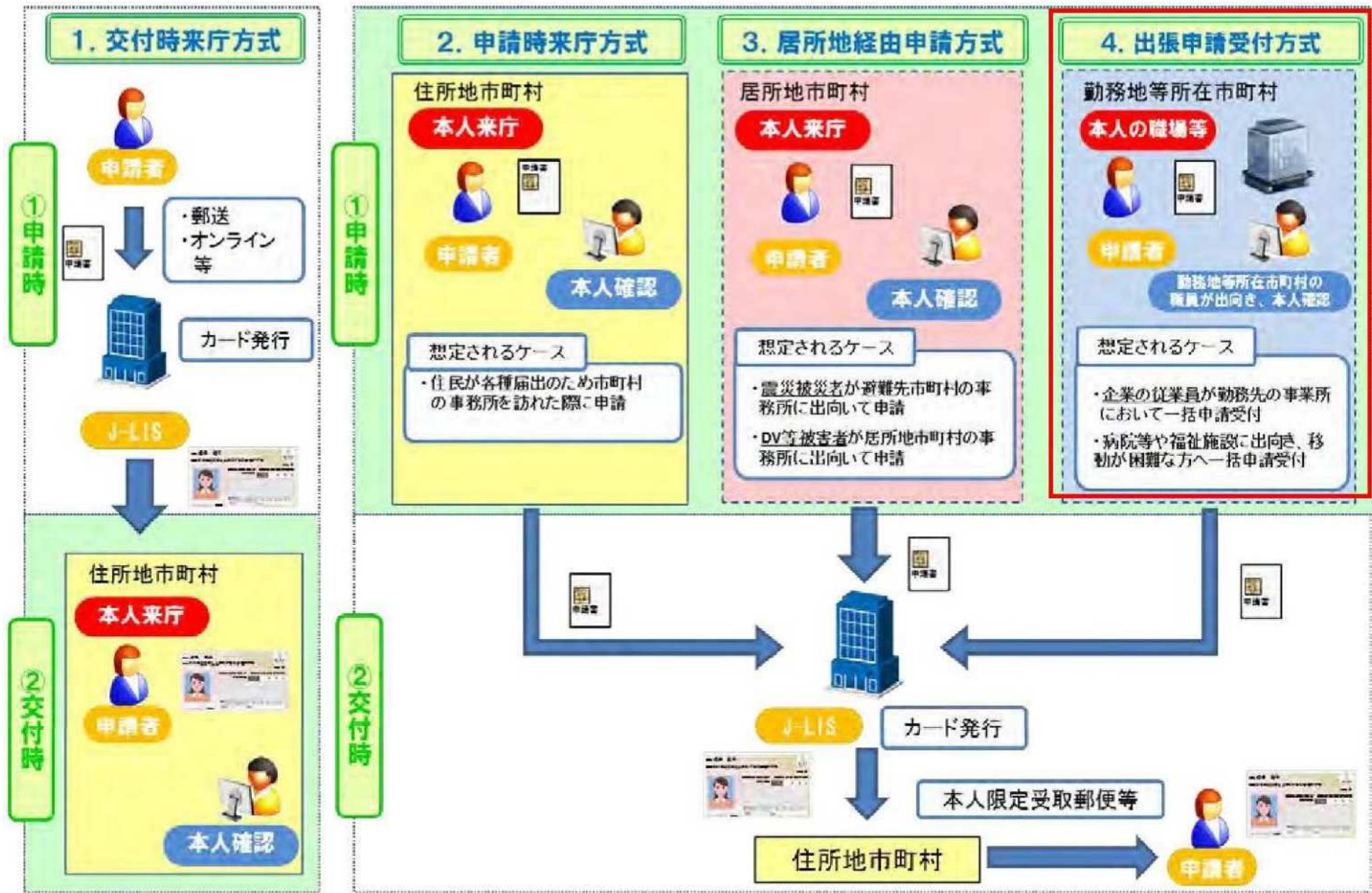
③ 公金受取口座の登録

・児童手当や年金、所得税の還付金等の公金受取手続が、簡単になり、各種申請だけとなります。

⑥ コロナワクチンの 接種証明書の電子交付

・接種証明書をスマホアプリで発行でき、出先で接種証明書が必要な時でも簡単に提示できます。

マイナンバーカードの取得方式



📱
オンライン
申請は
こちら↓



キャッシュレス納付の推進に向けた取組

政府の目標

令和7年度までにキャッシュレス決済比率4割を目指します
(「成長戦略フォローアップ」令和2年7月17日閣議決定)

国税庁としての目標

令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割を目指します

⇔ 令和3年度実績 **24.1%** (広島局)

(「規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)」に基づく「オンライン利用率引上げに係る基本計画(令和3年10月18日財務省ホームページ公表)」)

* 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、振替納税・ダイレクト納付・電子納税・クレジットカード納付の合計を指します。

キャッシュレス納付の現状

広島局管内の国税の納付件数（手段別内訳：令和3年度実績）

税務署窓口70千件（2.9%）

金融機関窓口
1,640千件（68.2%）

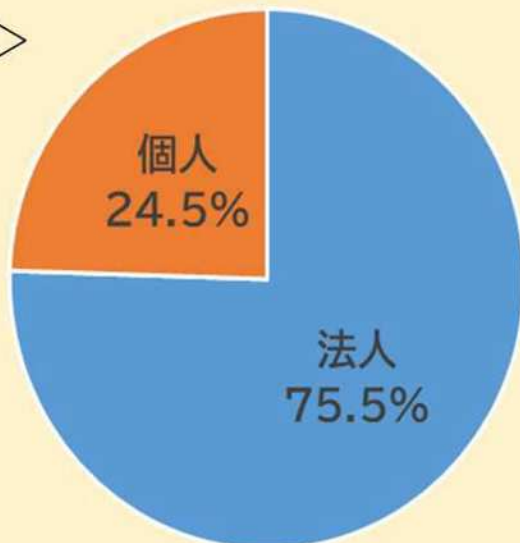
コンビニ納付 114千件（4.8%）

＜総数2,402千件＞

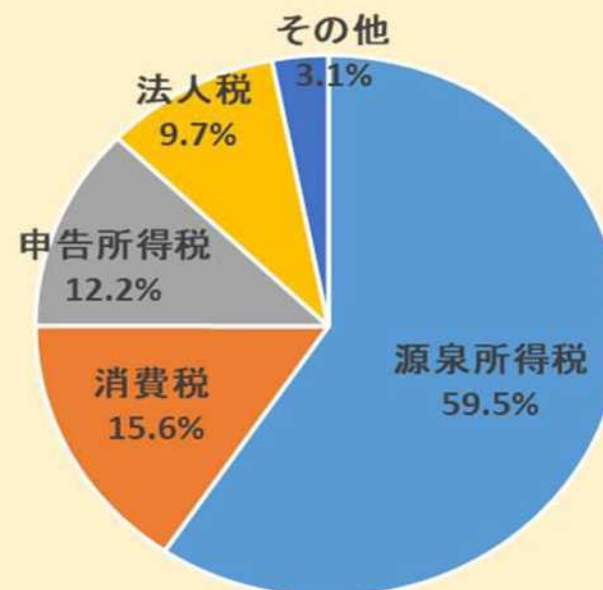
キャッシュレス納付
578千件（24.1%）

【令和3年度 窓口納付に係る割合（広島局）】

＜人格別＞



＜税目別＞



* 「窓口納付」とは、金融機関窓口と税務署窓口の合計を指します。

納付手段の多様化とキャッシュレス納付のメリット

場所	納付手段	現金種別	概要
自宅 ・ 事業所	ダイレクト納付	銀行口座	e-Taxを利用したオンライン納付
	振替納税（個人のみ）	銀行口座	1度登録すると毎回 銀行口座から指定された期日に納付
	インターネット バンキング	銀行口座	金融機関のサービスを利用した オンライン納付
	クレジットカード納付	銀行口座	専用サイトを利用したオンライン納付
	NEW スマホアプリ納付 (令和4年12月～)	電子マネー	●●PAYを利用したオンライン納付
コンビニ	コンビニ納付	現金	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>国税の納付 手続の利用案内 はこちら↓</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>スマホアプリ 納付の利用案内 はこちら↓</p>  </div> </div>
金融機関	窓口納付	現金 (銀行口座)	
税務署	窓口納付	現金	

キャッシュレス納付
メリット

オフィスや自宅から
PCで納付できます！

窓口で
待たなくてもいい！

PCで申告から
納税まで
一度でできます！

即時又は納付日を
指定して納付が
できます！

電子納税税証明書 (PDF) のe-Tax申請

電子納税証明書 (PDF) の請求から受取まで新たに**スマホ**でも可能に！

💡電子納税証明書(PDF)のメリット！


- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます！
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます！
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます！

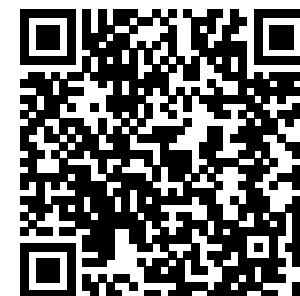


期限内であれば
何枚でも
何度でも
利用可能！！

……簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ……

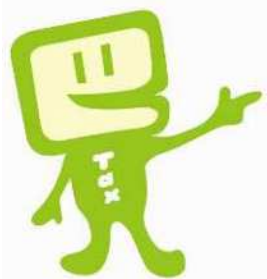


 **詳しい手続き
はこちら↓**



※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

所得税申告書等（PDF）のe-Tax申請



紙で申告した方も



e-Taxで所得税申告書等の

PDFファイルを取得できます！

メリット1

お手持ちのパソコンやスマートフォンで申請から取得までできます！

メリット2

紙で申告した方もPDFファイルで取得できます！

メリット3

取得したPDFファイルのダウンロード・印刷も可能です！

メリット4

手数料はかかりません！



詳細は
こちら↓



※ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

年末調整手続きの電子化

年末調整関係書類のチェック事務が削減



年末調整手続きがペーパーレス化



- これまでの経験から
- 財政の現状
- **税務行政の現状**
 - 1 確定申告等の状況
 - 2 税務手続の電子化
 - 3 インボイス制度
- **税務行政のDX** (デジタル・トランスフォーメーション)
- **酒類行政の振興**

適格請求書等保存方式の概要

令和5年10月1日以降は、区分記載請求書等の保存に代えて、「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

インボイス特設サイト
はこちら▼



適格請求書等保存方式

⇒ いわゆる **「インボイス制度」**

【適格請求書とは】

適格請求書とは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

【適格請求書発行事業者登録制度】

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 適格請求書発行事業者となるためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受け、**登録番号を受け取る必要**があります。
なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。



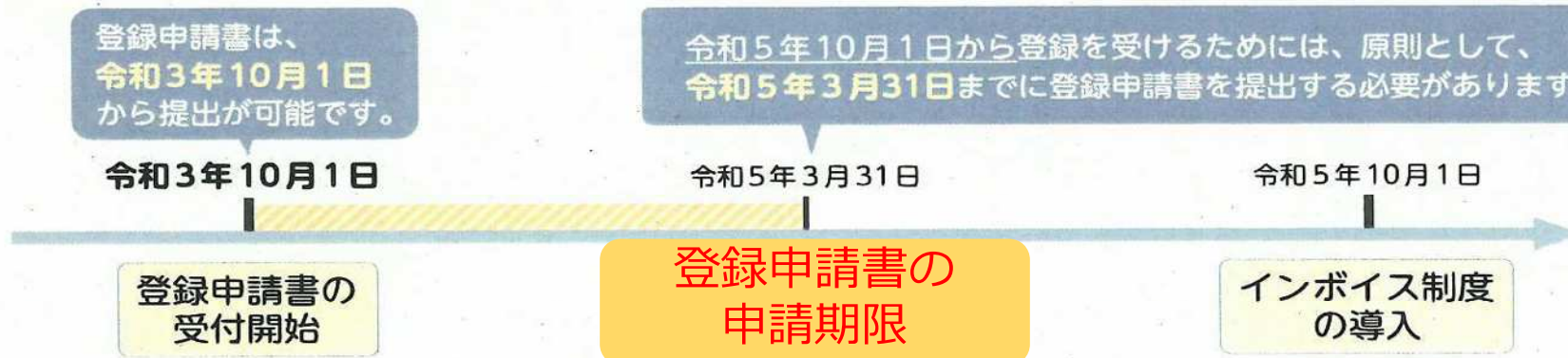
基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除されますが、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、登録を取り消さない限り消費税の納税義務が免除されません。

インボイス制度導入までのスケジュール

令和5年10月1日から
「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。



制度導入までのスケジュール



登録事業者になろうとする事業者の方は、「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、**税務署から登録番号などの通知が行われます。**

※ 登録番号については、**法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、**
それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たな固有の番号）」が登録番号となります。

e-Taxによる事業者登録申請手続

「データ」で受け取ると「書面」に比べてこんなに便利！！

登録申請書をe-Taxで作成する際に「登録通知書の電子通知」に同意すると登録通知をデータで受け取れます。

申請者にとって…

➤ 登録通知が早く受け取れる！

税務署における登録とほぼ同時に受け取れます。

➤ 紛失リスクがない！

登録通知は、通知書等一覧内に保管されるため書面のように紛失リスクがありません(1,900日間保存)。

➤ 取引先への連絡が便利！

メールに登録通知のデータを添付して取引先に連絡することもできます。

関与税理士にとって…

➤ 税理士にもお知らせが届く！

事前にメールアドレスを登録しておけば、関与先の登録通知があったことをメールで関与税理士にもお知らせします。



取引先にとって…

➤ 書面保存が不要！

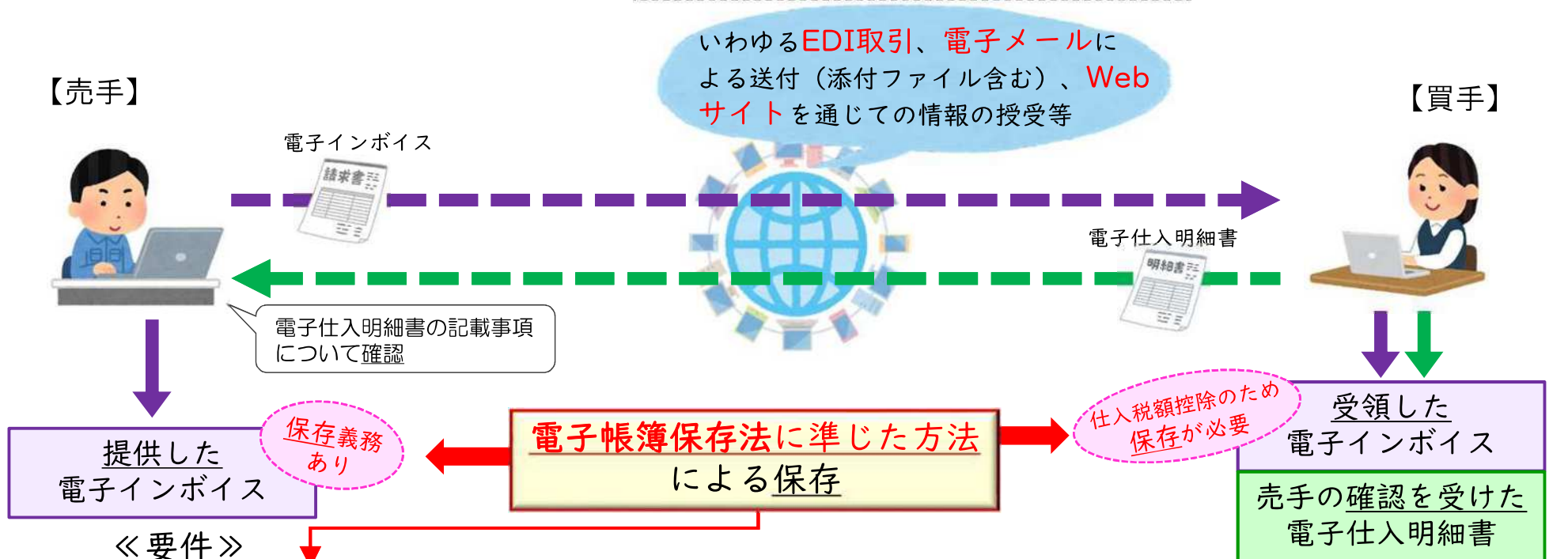
登録通知を電子データで受領することで書面保管が不要です。

➤ 真正性の確認が可能！

登録通知の電子データに税務署による認証を付しているため、e-Taxソフト又はe-Taxソフト（WEB版）を利用すれば、税務署が作成した改ざんのないデータであることが確認できます。

電子インボイス等の電磁的記録による提供

- インボイス・返還インボイスといった書類は、その記載事項につき、電磁的記録による提供も可能となっている（いわゆる電子インボイス）。この際、書類と電磁的記録によりこれらの書類の記載事項を満たすことも可能となる。
- 仕入明細書のように買手が作成する書類についても、電磁的記録により作成・提供し、売手の確認を受けたもの（電子仕入明細書）を保存することで、仕入税額控除が可能となる。
- 提供した又は受領した電磁的記録については、**電子帳簿保存法に準じた方法による保存が必要**となる。



- ① 次のいずれかの措置を行う
- イ タイムスタンプが付された後にインボイスの授受を行う
 - ロ 授受後に速やかにタイムスタンプを付す
 - ハ データの訂正・削除の記録が残る又は訂正・削除できないクラウドシステム等を使用する
 - ニ 訂正・削除防止に関する事務処理規程を定める
- ② システム概要書等の備付け
- ③ 操作説明書の備付け、ディスプレイ及び紙への出力性の確保
- ④ 検索機能の確保
- (注) 整然とした形式及び明瞭な状態で出力した書面による保存も認められる。

制度導入にともなう政府の支援

○IT導入補助金 (サービス等生産性向上IT導入支援事業)



リーフレット

IT導入・DXを検討中の皆様へ

ITで業務効率化・データ活用をしたい
インボイス制度への対応を進めたい
複数社で連携し、DX (デジタルトランスフォーメーション) を進めたい
IT導入補助金が生産性向上を後押しします!

✓ IT導入補助金
(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

新たにスタートする「デジタル化基盤導入類型」では、
インボイス制度 (2023年10月開始) への対応も見据え
企業間取引のデジタル化を強力に推進します

	通常枠		NEW デジタル化基盤導入枠			
	A類型	B類型	デジタル化基盤導入類型		複数社連携IT導入類型	
補助額	30万円 ~ 150万円 未満	150万円 ~ 450万円 以下	5万円 ~ 50万円 以下	50万円超 ~ 350万円	PC・ タブレット等 ~10万円	レジ・ 券売機等 ~20万円
補助率	1/2以内		3/4以内	2/3以内 (※2)	1/2以内	
補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大1年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費			

(※1)消費動向等分析経費のクラウド利用料は、1年分が補助対象となります。
(※2)交付の額が50万円超の場合の補助率は、当該交付の額のうち50万円以下の金額については3/4、50万円超の金額については2/3。

サービス等生産性向上
IT導入支援事業事務
局ポータルサイト



詳細は、それぞれのホームページをご覧ください。

○小規模事業者持続化補助金



リーフレット

販路開拓を目指す小規模事業者等の皆様へ

**「小規模事業者持続化補助金」
が使いやすくなりました**

地域を支える小規模事業者の皆様へ
小規模事業者^{※1}等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等の取組を支援

補助額：上限50~200万円
補助率：2/3^{※2}
補助対象：チラシ作成、広告掲載、店舗改装など

類型	通常枠	特別枠				
		成長・分配強化枠		新陳代謝枠		インボイス枠
		賃金 引上げ枠	卒業枠	後継者 支援枠	創業枠	
補助率	2/3	2/3		2/3		
補助上限	50万円	200万円		200万円		100万円
追加申請要件	—	裏面をご確認ください				

※1 常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、それ以外の業種の場合20人以下である事業者
※2 (赤字事業者は3/4)



商工会地区HP
お問い合わせ先は所在地によって異なるため、商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP
03-6632-1502



jGrants
(ID取得)